介護保険　適用除外　該当・非該当届

大 田 原 市 長 様

介護保険法施行法第１１条第１項の適用に関して、次のとおり届け出ます。

		届出年月	年　月　日
届出人氏名		本人との関係	
届出人住所	〒　－	電話番号	－　－

※届出人が被保険者本人の場合、届出人住所･電話番号は記載不要

被保険者番号			
ふ り が な		生年月日	明･大･昭　年　月　日生
被保険者氏名		性　別	男 ・ 女
入所前住所 または 退所後住所	〒　－	電話番号	－　－

※入所する方は入所前住所を、退所する方は退所後住所をご記入ください。なお、死亡による退所の場合は記載不要

異動事由 (該当する事由に○)	入所・入所中の適用・退所	異動(予定) 年　月　日	年　月　日

【入所の場合に記入】

施設名称	
現在地	〒　－　電話番号　－　－

【退所の場合に記入】

退所事由 (該当する番号に○)	１．他の施設等へ入所（施設等の名称：　　） ２．死亡　　３．その他（　　）

【添付書類】

・施設の入所（入院）・退所（退院）したことを証明する書類（施設が発行するもの）

・被保険者証又は被保険者資格証明書

（参考）介護保険法施行法第１１条第１項の適用を受けるのは、次の方です。（裏面参照）

平成１９年３月２８日付け障企発第０３２８００２号・障障発第０３２８００２号「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」

① 法第19条第１項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第５条第６項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第２項の規定により法第５条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の４に規定する重症心身障害児施設
④ 児童福祉法第７条第６項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
⑦ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項第１号に規定する救護施設
⑧ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第１項第２号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）
⑨ 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第１項第２号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
⑩ 指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
⑪ 法第29条第１項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第２条の３に規定する施設（法第５条第５項に規定する療養介護を行うものに限る。）
⑫ 法附則第41条第１項によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）（法附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限る。）